

# 一般事業主行動計画

加賀市総合サービス株式会社

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成 31 年 4 月 1 日～平成 34 年 3 月 31 日までの 3 年間

## 2. 内容

目標 1：平成 34 年 3 月までに、従業員全員の所定外労働時間を、1 人当たり年間 60 時間未満とする。

### <対策>

- 平成 31 年 5 月～ 所定外労働の実態調査
- 平成 31 年 6 月～ 所定外労働の原因分析と対策の検討
- 平成 31 年 7 月～ 施設長研修の実施
- 平成 31 年 8 月～ 社内報による社員への周知
- 平成 31 年 10 月～ 各部署における問題点の検討及び改善の実施
- 平成 32 年 3 月～ 効果の確認と次年度計画策定

目標 2：平成 34 年 3 月までに、年次有給休暇の取得日数を、一人当たり年間 10 日以上とする。

### <対策>

- 平成 31 年 5 月～ 年次有給休暇の取得状況について実態調査
- 平成 31 年 7 月～ 計画的な取得に向けた施設長研修の実施
- 平成 31 年 8 月～ 社内報による社員への周知
- 平成 31 年 10 月～ 各部署における問題点の検討及び改善の実施
- 平成 32 年 3 月～ 効果の確認と次年度計画策定